

埼玉県居宅介護支援事業所等の介護支援専門員に対する 安全確保対策推進事業補助金よくある質問

【目次】

1 対象事業所について

- Q 1 県内の居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所が対象とのことだが、政令指定都市や中核市に所在する事業所も対象か。
- Q 2 「指定介護予防支援」が補助対象になるとあるが、地域包括支援センターは対象となるのか。
- Q 3 当法人は複数居宅介護支援事業所を運営しているので、事業所ごとに、別々に申請してよいか。
- Q 4 当事業所は、居宅介護支援と介護予防支援の指定を受けている。電話回線は事業所に1本で電話機も1台、そのため導入する通話録音装置も1台である。その場合、かかった経費について、居宅介護支援事業所と介護予防支援事業所の両方に安全確保対策推進事業補助金の申請ができるのか。

2 補助基準額について

- Q 5 交付申請した補助金は、必ず全額を交付決定してもらえるのか。

3 補助の対象となる経費について

- Q 6 購入予定の経費について補助申請できるか。
- Q 7 物品購入を考えているが、現在検討中であり、申請期限に間に合わない。この場合も補助対象となるのか。
- Q 8 物品購入費は、どのようなものが補助の対象となるのか。
- Q 9 通話録音装置等の備品購入費とあるが、当事業所では録音機器を購入する必要が無い通話録音サービスの導入を考えている。通話録音サービスの導入経費は補助対象となるのか。
- Q 10 固定電話用通話録音装置とはどのようなものか。電話機本体の購入は補助対象となるのか。
- Q 11 ウェアラブルカメラは対象になるのか。
- Q 12 中古品の購入費も補助対象になるのか。
- Q 13 物品に係る推奨機種や基準はあるのか。
- Q 14 申請書類には、購入した物品の領収書等、支出した費用が分かる証拠書

類（写し）の添付が必要か。

Q15 領収書の宛名は法人名でよいか。

Q16 当法人は5か所の居宅介護支援事業所を運営しており、5か所すべてに通話録音装置を導入する予定である。導入の際は、法人本部で5台一括購入する予定であるが、その場合、領収書に5か所の事業所名を全て記載してもらう必要があるか。

Q17 クレジットカードで支払った場合、いつまでの引き落とし分が対象になるのか。

4 その他

Q18 交付申請した内容を変更したいがどうしたらよいか。

Q19 交付決定通知が届いたが、決定した内容を変更したいがどうしたらよいか。

1 対象事業所について

Q 1 県内の居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所が対象とのことだが、政令指定都市や中核市に所在する事業所も対象か。

A 対象となります。

Q 2 「指定介護予防支援」が補助対象になるとあるが、地域包括支援センターは対象となるのか。

A 地域包括支援センターが、介護予防支援の指定を受けている場合は対象となります。

ただし、市町村直営の地域包括支援センターの場合は対象になりません。

Q 3 当法人は複数居宅介護支援事業所を運営しているので、事業所ごとに、別々に申請してよいか。

A 同一法人については、全ての事業所を一つの申請書類にまとめ、1回で申請してください。

Q 4 当事業所は、居宅介護支援と介護予防支援の指定を受けている。
電話回線は事業所に1本で電話機も1台、そのため導入する通話録音装置も1台である。
その場合、かかった経費について、居宅介護支援事業所と介護予防支援事業所の両方に安全確保対策推進事業補助金の申請ができるのか。

A 両方の事業所がそれぞれ申請することはできません。申請できるのはどちらか一方になります。

2 補助基準額について

Q 5 交付申請した補助金は、必ず全額を交付決定してもらえるのか。

A 1事業所当たりの補助基準額は10万円としています。

しかし、当該補助金は予算の範囲内での補助となるため、申請が予算額を上回る場合は、申請額から減額して交付決定をする可能性があります。

3 補助の対象となる経費について

Q 6 購入予定の経費について補助申請できるか。

A 申請できます。

ただし、補助金として交付できるのは、交付決定し、実績報告で提出していただく購入済みのものに係る経費のみです。

Q 7 物品購入を考えているが、現在検討中であり、申請期限に間に合わない。この場合も補助対象となるのか。

A 申請をお待ちすることはできかねますので、申請期限までに間に合うよう申請書の提出をお願いします。

Q 8 物品購入費は、どのようなものが補助の対象となるのか。

A 「埼玉県居宅介護支援事業所等の介護支援専門員に対する安全確保対策推進事業補助金実施要領」第2条第1項（工）の防刃チョッキ、防犯ブザーのほか、防護用手袋、防護用腕力バー、防犯用ホイッスル等です。

催涙スプレーなど、相手の身体に害を負わせるようなものについては、補助の対象とはしません。

加えて、スマートフォンやタブレット端末等の汎用性のある機器・物品の購入経費は補助の対象とはしません。

上記に記載以外のものの購入を検討している場合は、事前に高齢者福祉課介護人材担当（048-830-3232）にお問い合わせください。

Q 9 通話録音装置等の備品購入費とあるが、当事業所では録音機器を購入する必要が無い通話録音サービスの導入を考えている。

通話録音サービスの導入経費は補助対象となるのか。

A 対象になりません。

この補助金は、通話録音装置等の機器購入に係る経費のみが対象です。

なお、スマートフォンやタブレット端末等の購入費用は対象にはなりません。

Q10 固定電話用通話録音装置とはどのようなものか。電話機本体の購入は補助対象となるのか。

A 固定電話に取付け、通話内容を録音する機器で、電話着信時に通話内容を録音することを自動で相手に伝えるなどの機能を有するものです。電話機本体の購入は対象になりません。また、録音機能を内蔵した電話機の購入も対象になりません。

Q11 ウェアラブルカメラは対象になるのか。

A 訪問の際の居宅（私的領域）内での撮影に係る毎回の事前同意取得の困難さやそれに伴う法的リスクの存在から、かえって紛争を生じさせる危険が存在することから、対象外とします。

Q12 中古品の購入費も補助対象になるのか。

A 中古品の購入費も対象とします。

ただし、実績報告時に支出した費用に係る領収書等の証拠書類（写し）の添付が必要となりますので、購入した際には、購入店で必ず受領してください。

Q13 物品に係る推奨機種や基準はあるのか。

A 特に指定はありません。各事業所で最適と思われるものを御購入ください。ただし、当該補助金は、防犯対策を目的とした補助金ではなく、介護支援専門員に対する暴力・ハラスメントなどの安全確保対策を目的とした補助事業となり、利用者宅へ訪問する場合に必要な物品等の購入費用を補助対象としています。よって、事業所に常備及び設置するものについては、補助の

対象として想定しておりません。

なお、購入したものについて疑義が生じた場合は、説明を求めることがあります。

Q14 申請書類には、購入した物品の領収書等、支出した費用が分かる証拠書類（写し）の添付が必要か。

A 申請時には添付の必要はありません。実績報告時に支出した費用に係る領収書等の証拠書類（写し）の添付してください。

屋外用（出張時）セキュリティーサービスの場合、領収書に加え、契約書、初期導入費用の明細がわかるもの等も必要です。

Q15 領収書の宛名は法人名でよいか。

A 領収書の宛名は、法人名に加え事業所名を記載してもらうようにしてください。

宛名が個人名の領収書は受け付けることができません。

Q16 当法人は5か所の居宅介護支援事業所を運営しており、5か所すべてに通話録音装置を導入する予定である。

導入の際は、法人本部で5台一括購入する予定であるが、その場合、領収書に5か所の事業所名を全て記載してもらう必要があるか。

A お問い合わせのような場合については、事前に県高齢者福祉課介護人材担当（048-830-3232）に御相談ください。

Q17 クレジットカードで支払った場合、いつまでの引き落とし分が対象になるのか。

A クレジットカードによる支払いについて、原則として事業完了期日である、交付決定の属する年度の3月31日までに口座から引き落とされていない場合は、補助対象外となりますので御留意ください。

4 その他

Q18 交付申請した内容を変更したいがどうしたらよいか。

A 高齢者福祉課介護人材担当（048-830-3232）にお問い合わせください。

Q19 交付決定通知が届いたが、決定した内容を変更したいがどうしたらよいか。

A 原則、交付決定した内容を変更することは認められません。
高齢者福祉課介護人材担当（048-830-3232）にお問い合わせください。